総務省 新たな社会経済情勢に即応するための
地方財務会計制度に関する研究会 資料

地方公共団体の調達関連手続の標準化・DXについて

2023年3月29日

新経済連盟
Japan Association of New Economy

本日のアジェンダ

1. 新経済連盟の基本的な考え方
2. 調達関連手続における主な支障事例
3. 改善に向けた提案

「JAPAN TRANSFORMATION」― 日本を根本的に変えていく

人口減少　低成長　内向き志向の社会・経済　世界的に高い税金　デジタル対応の後れ　多様性を欠く社会　硬直化した政府

JAPAN TRANSFORMATION
日本を根本的に変えていく

日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はない
アントレプレナーの力で日本を変える

1 民でできることは民に
- 政府の役割は、この原則から逆算
- 「民」が中心の**フィランソロピーエコシステム**を醸成

2 世界的に高い税金の引下げ
- 高い税金の国は必ず衰退
- JXに必要な**あらゆる改革の大前提**

3 「新結合」の推進・活用
- デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- 「新結合」により**新たな価値を創出**し、**生産性を向上**

【出典】新経済連盟（2022年12月28日）「JAPAN TRANSFORMATION 新経済連盟10周年政策提言」
https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/18381.html

JXの実現に必要な重要施策：③「新結合」の推進・活用

デジタル化の本質

人々のやり取りのコスト（**取引コスト**）を**変化**させ、
単なる効率化にとどまらない**新たな価値を創造**

取引コスト

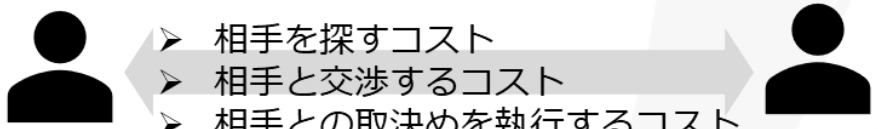

- 相手を探すコスト
- 相手と交渉するコスト
- 相手との取決めを執行するコスト

デジタル経済においては、**個人・企業・政府の姿**や
これら**主体間の関係**が**流動化**

各主体の**新たなつながり**が可能にする
新たな価値の創造により、**生産性の向上**を実現

- 企業などの組織も、人と人のつながりの一つの形であり、**組織そのものの姿にも変革が求められる**
- **デジタル化により失われる仕事**から**新たな仕事**へと**スムーズに移る**ことを可能とし、トータルでの雇用を増加させることは、**デジタル化の徹底**に当たっても**必要不可欠**

アナログではコストが見合わなかった
新しいビジネスモデルを可能に

- 遠く離れた場所への市場の拡大
- ニッチな市場でのビジネス（ロングテール）
- シェアリングエコノミー

デジタル・ディスラプション

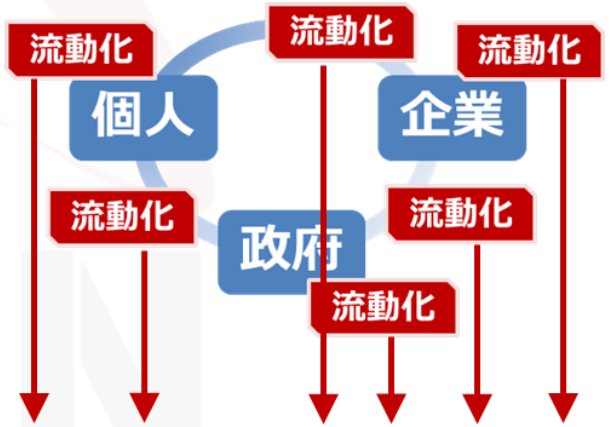

「新結合」による
新たな価値の創造、生産性向上

「新結合」（イノベーション）を生み出すことができる柔軟な政策・ルールが必要

【出典】新経済連盟（2022年12月28日）「JAPAN TRANSFORMATION 新経済連盟10周年政策提言」
https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/18381.html

公共調達に関する新経済連盟の考え方①

- ◆ 公共調達におけるDX志向の低さが「デジタル敗戦」の要因の一つ
- ◆ 数十兆円規模の公共調達のDX化で、**社会全体のDX化の着火点に**
- ◆ ＤＸ化を徹底した新たな調達手法の確立し、**調達自体（会計制度含む）のＤＸ化、落札事業者のＤＸ化、事業のＤＸ化を三位一体で進める**

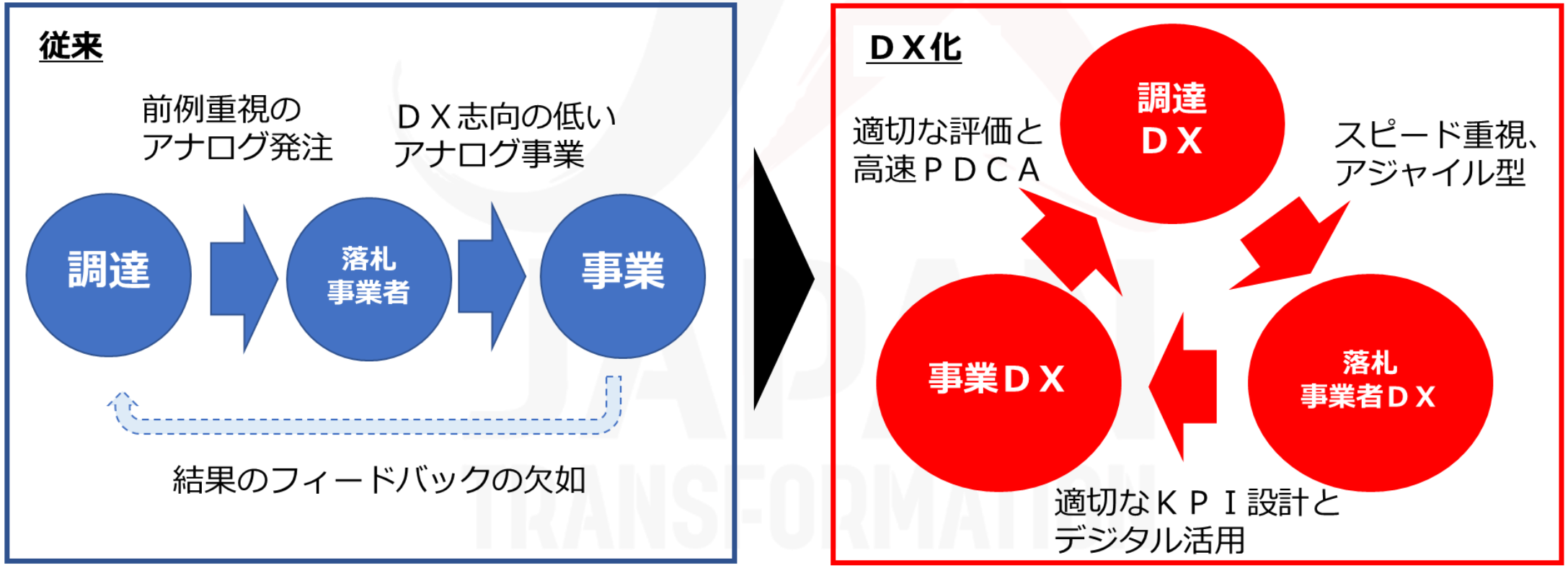

【出典】自由民主党 行政改革推進本部 規制改革等に関するPT（2021年4月13日）における新経済連盟説明資料
「アフター・コロナ社会を見据えた規制・制度改革について」　https://jane.or.jp/proposal/theme/13938.html

公共調達に関する新経済連盟の考え方②

問題の所在

調達全体に関わる問題点

①担当者問題　②参入障壁　③情報公開の在り方　など

調達の事前段階

①情報収集の在り方、
②仕様書問題、③入札方式、
④選定プロセス、
⑤アナログ手続　など

実施運用期間

①KPI設定
②成果物の在り方
など

事後段階

①結果の検証
など

打ち手（例）

- ✓ 日本版SBIR制度を拡充し、サービス開発にも適用
- ✓ 調達ポータルへの案件・結果掲載義務化
- ✓ 担当者の配置・処遇等を通じた調達能力の向上

- ✓ 一般競争入札の「安かろう悪かろう」防止（技術点重点配分、事業内容に適した入札方式等）
- ✓ 必要な手続のデジタル完結

- ✓ 手続や成果物の納品等を柔軟化したアジャイル型入札導入（入札方式柔軟化）
- ✓ 民間側のKPI設定を評価する入札手法の導入

【出典】自由民主党 行政改革推進本部 規制改革等に関するPT（2021年4月13日）における新経済連盟説明資料
「アフター・コロナ社会を見据えた規制・制度改革について」　https://jane.or.jp/proposal/theme/13938.html

本日のアジェンダ

1. 新経済連盟の基本的な考え方

2. 調達関連手続における主な支障事例

3. 改善に向けた提案

調達関連手続における主な支障事例

① 入札参加資格審査申請等について

- 地方公共団体ごとに様式（記載・入力項目）や必要書類の種類、提出時期が異なるため、対応の違いがその都度生じて業務が煩雑化している。
- 入札参加資格申請の受付が随時行われていない地方公共団体もあるところ、取得に１か月以上を要する場合もあり、案件を見てから参加することができない。
- 入札参加資格審査の要件だけでなく、入札案件ごとの参加資格や仕様として要件を上乗せ（県内に事業所があることや過度な実績など）する例が散見され、新規参入や域外参入を困難にして公正な競争を阻害している。

② 申請方法・電子システム（入札参加資格申請・調達情報・入札など）について

- 未だに資料を郵送・持参させる地方公共団体が多い（持参に限定する地公体すらある）。電子媒体での提出もメールではなく、CD-ROM等の物理媒体を郵送・持参させている。仕様書を窓口に取りに来させる場合もある。
- そもそもシステムがない地方公共団体も多いが、システムが整備されている場合でも、地方公共団体ごとに整備されていて入力項目や仕様が異なるほか、UI・UXが悪く、事務が煩雑となっている。書面に押印したものをPDFに読み込ませて提出させたり、原本郵送を求めるなど、システムを導入した趣旨を没却している場合もある。

③ その他

- 電子契約ができない地方公共団体があり、紙の契約書だと契約締結までに時間がかかる（押印、郵送等）ため、事業の開始が遅れてしまう。また、その後の契約書の紙での管理も負担。
- 調達方式の使い分けが地方公共団体により異なり、適切な方式を選択できていない。

調達関連手続に関する課題

- 地方公共団体における調達は、地域における政策を実現する手段でもあり、地域の実情に応じて一定の合理的範囲内で独自性が許容されるべき場合があることは理解。
- 他方、全ての調達案件において独自性が必要とは考えがたく、また、そうした目的や地域の実情との関連性が明らかでなく、必要とは考えがたい項目や申請方法等を要求する場合が存在。
  ※　例えば、申請方法（電子か郵送か等）や、契約の適法性・適正性を担保する手続（書類の原本郵送や暴力団排除誓約、印鑑証明等）などに地域の独自性が必要なのか？
- 2021年10月の総務省通知により標準項目等が示されたが、「既存システムの改修」や「項目追加・削除の事務負担」などを理由に標準項目等の導入は進んでいないと認識。

- **「地方自治」を理由として、地方公共団体の裁量が本来必要ない領域においても各団体が独自に基準やルール等を制定した結果、国全体としては大きな不経済が生じているのではないか。**
- **地方自治が認められている趣旨に照らして、必要性・合理性に乏しい領域においては、国において統一的なルールや方策を定めるべき。また、調達関連手続において地方公共団体の独自性が認められる項目とは何か、考え方を示すべき。**

本日のアジェンダ

1. 新経済連盟の基本的な考え方
2. 調達関連手続における主な支障事例
3. **改善に向けた提案**

改善に向けた提案

・調達関連手続の標準化の徹底
・統一的な共通システムの導入によるDXの推進

- 技術的助言としての標準項目等の通知には限界。法令において「従うべき基準」型や「標準」型の基準を設け、条例レベルから標準化を加速すべき。
- 入札参加資格を地方公共団体ごとに設ける必要性・合理性など、入札参加資格のあり方について再検討が必要ではないか。事業者にとっても地方公共団体にとっても、入札参加資格の申請・審査・管理業務に大きなコストを割くことは、限られたリソースに照らし適当でなく、そうした余裕もなくなってきている。
- 厚労省の「食品衛生申請等システム」のように、国において地方公共団体への申請等を利用できる統一的な共通システムを整備し、標準化の加速、UI/UXの向上等を図るべき。
- システムの整備に当たっては、政府調達における「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで利用可能なものとすることが必要。

（参考）食品衛生申請等システムの概要

「食品衛生申請等システム」は、2021年6月1日から運用を開始しており、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった、営業許可等の申請・届出が、オンラインで手続きできるようになりました。

手続きの効率化が図れますので、ぜひ積極的にご利用、ご活用いただけるようお願いします※。

※ これまでの手続きと同様に、紙による窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。

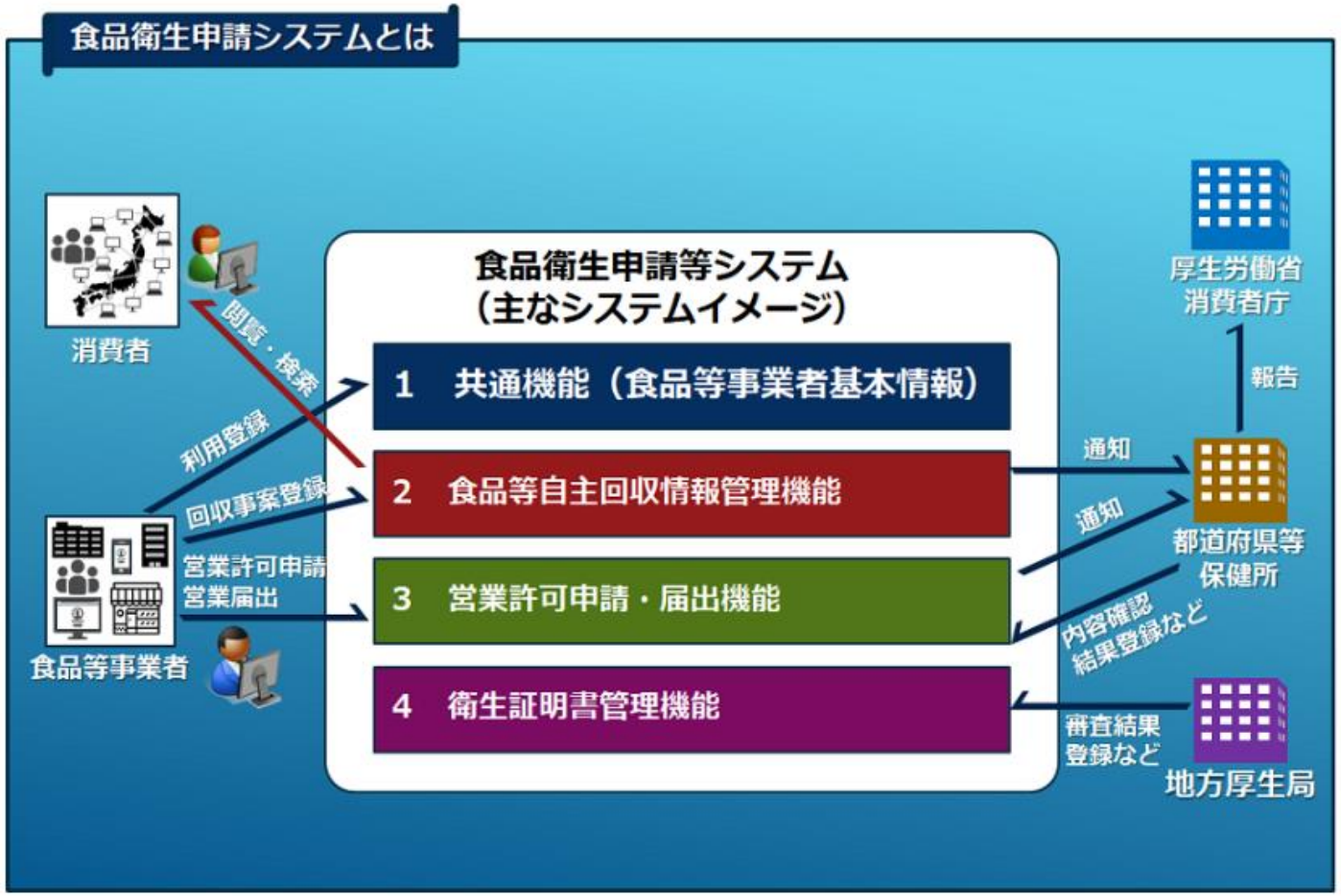

【出典】厚生労働省HP https://ifas.mhlw.go.jp/about.htm

（参考）調達ポータルの概要

ご利用のメリット

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。
本システムをご利用になることで以下のメリットがあります。

統一資格申請から入札・契約・請求までワンストップでできる

統一資格の申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務をこのサイトで行うことができます。

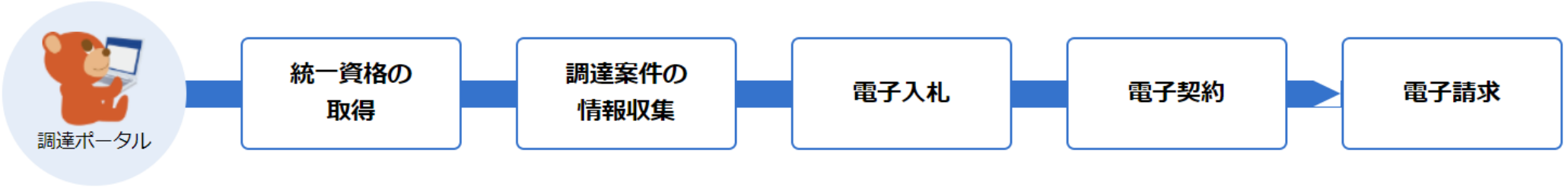

- **調達情報を効率的に収集できる**
- **マイナンバーカードで利用者登録できる**
  （個人事業主・電子委任状を登録済の代理人のみ）
- **24時間365日利用できる**
- **印紙税が不要**（役務の場合）
- **郵送費や交通費などを削減できる**

【出典】調達ポータル専用サイト https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0106

地方公共団体のメリット

地方公共団体における調達手続の標準化・DXの徹底は
長期的に見れば必ず地方公共団体・事業者・日本全体にとってプラス

- 共通システムの導入・運用による、個々の地方公共団体におけるランニングコスト削減
- 標準化が進むことによる、地方公共団体全体を通じた調達に関するガバナンスの確立
- 特に中小規模の地方公共団体においては、デジタル人材が不足しており、未だ専門性の高い調達仕様書の作成等が困難な状況がある中、例えば共通システムの導入・運用によりその補完が可能となるなど、効率的な人材配置に寄与
- 標準化やDXにより調達コストの低減が図られることで、発注側の地方公共団体側、受注者側の事業者側双方に経済的メリットが生じ、経済が好循環
- 応札企業が多様化することでサービスが向上し、住民満足度が向上

留意事項など

地方公共団体における調達手続業務は様々な観点から改善の余地あり
これまでの手法に固執せず、使い勝手の良いものとすべき

- 標準化・DXの徹底に当たっては、GビズIDの活用やAPI連携等も図りつつ、KPIを設定し、着実な進捗管理やPDCAサイクルに基づく軌道修正を実施していくことが必要
- 特に調達事務については、初期の公募や契約内容に縛られない臨機応変な仕様の変更にも柔軟に対応できるアジャイル型プロセスの導入が不可欠
- 大手企業ばかりでなく、地元の中小企業や資金余力のないスタートアップ企業のことも考慮し、発注内容や支払い等を工夫すべき

なお、

- 標準化・DXの徹底が必要な地方公共団体の手続は様々存在し、同様の問題（地方公共団体ごと手続バラバラ問題）を抱えることから、これを調達関連手続のみの課題と捉えることなく、包括的な対応が必要

（参考）調達業務以外の手続のバラつき例

① 保育所入所時の就労証明書

- 保育所入所時の就労証明書については、これまで3度（2017年、2019年、2021年）にわたり、内閣府から地方公共団体に対し、標準様式が通知により示されてきた。
- しかし、保育に関する事務は自治事務とされ、全ての地方公共団体が標準様式を使用するには至っておらず、また、標準様式を使用しながら独自項目を追加する地方公共団体が多数存在している。
- こうした状況も踏まえ、「規制改革推進に関する中間答申」（2022年12月22日規制改革推進会議決定）において、「国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる」こととされている。

② 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）の販売証明書

- 車両へのナンバープレートの交付に際しては、市区町村に対し、販売事業者が作成する、いわゆる販売証明書の提出をしなければならないことが各市区町村の条例で規定されている。
- 販売証明書の様式や項目は市区町村が独自に定めることが可能であり、地方公共団体ごとに異なる。最低限の共通項目なども示されていない。
- いわゆる電動キックボードについては、他の車両と比べてECなどで購入されることも多いとも想定されるところ、販売証明書の必要項目が各市区町村ごとに異なることで、販売事業者はその都度異なる項目の販売証明書を用意する必要や、不備が生じるなど、新しいモビリティの円滑な流通に支障を来すことも懸念される。

Appendix

会員企業から寄せられた意見①

- 入札資格審査申請において、自社の該当する業種が不明で都度問い合わせる必要がある。申請・入力項目だけでなく、業種分類の統一も必要。
- プロポーザル方式（優先交渉権者との交渉後随意契約）では、業者登録（入札参加資格審査申請など）が必ずしも必要ではないと考えられるが、事前に業者登録を求める地方公共団体もあり、限られた提出時期を逸して提案機会の損失が生じたり、事前登録に労力を要している。
- 入札以外の調達行為（企画提案、見積合わせ、オープンカウンター方式等）でも、対象案件ごとの特徴による差異とは関係なく事務手続等が統一されていないため、非効率。
- 入札参加資格取得に当たり、電子証明書の取得などの際に会社代表者個人に直接作業を依頼する必要があり、負担が大きい（会社代表者の住民票・印鑑登録証取得、申込書や委任状への記入・個人の実印での押印、個人宅での郵送物の受け取りなど）。
- まだ押印を求められる場合が多く、様々な種類の書面に押印を求められるほか、自治体ごとに必要な印鑑の種類も異なる。社内手続に多大な時間が要するとともに、関係する部門のテレワークが進めづらいなど、業務に支障。

会員企業から寄せられた意見②

- 調達方式の使い分けが地方公共団体により異なり、適切な方式を選択できていない。例えば、一般競争入札（総合評価）では、価格点と技術点での総合評価が一般的だが、一部の技術評価において仕様書に記載されている要件を逸する企画提案を求める評価項目も見られる（この場合、本来はプロポーザル（企画競争）方式で事業者選定すべき。）。地方公共団体側に調達に係るガバナンスが確立されていないことから、調達行為に係る統一的なガイドライン及び調達者側への研修等、支援の必要がある。
- 総合評価や企画競争の審査において、外部有識者など専門知識を有する審査員を置かず、内部職員のみで審査している地方公共団体が多く、職員の専門知識が不足しているために誤った知識に基づいて審査していると考えられる場合がある。一定規模以上の調達案件では必ず外部有識者を置くなどの対応が必要。
- 1回の調達手続で異なる業種の業務・製品等を調達しようとする結果、大規模事業者しか参加できず、元請業者による中抜きが発生してしまうケースがある。1回の調達手続で可能な業務等の範囲について一定の基準が必要。

会員企業から寄せられた意見③

- 単年度契約としている業務が多い中で、次回の調達時点において前回事業の検証ができておらず、前回事業の検証結果が明らかでない状況で、次回調達でも前回受注事業者が有利な状況が生じている。事業の中間報告を公表するなどの対応が必要。
- 新年度にならないと契約締結手続を進められない地方公共団体があり、継続的にサービスを提供している業務の場合、年度当初に契約がない状態でサービス提供せざるを得ない場合が生じている。新年度前に契約更新手続が進められるよう統一的な運用が必要
- 契約保証金の免除について、地方公共団体ごとに調整が必要な場合があり、一定規模以上の企業の免除など統一的な対応・基準が必要。また、保証金の振込期限がタイトな場合が多い。
- 業務の再委託を認める場合の要件や手続、その解釈が地方公共団体ごと、各案件ごとに異なっている。ルールや手続について統一化を進めるべき。

JAPAN
TRANSFORMATION

新経済連盟
Japan Association of New Economy